

規則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第三十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

- 第三条中「義務教育等教員特別手当」を「次条第二号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当」に、「この条」を「この項」に改め、「第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」の下に「（次項において「算出率」という。）」を、「規定による短時間勤務をしている教育職員」の下に「（次項において「育児短時間勤務職員等」という。）」を、「第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」の下に「（次項において「育児短時間勤務職員等算出率」という。）」を、「短時間勤務職員」の下に「（次項において「任期付短時間勤務職員」という。）」を、「第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」の下に「（次項において「任期付短時間勤務職員算出率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 次条第一号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務教育職員にあつてはその額に算出率を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員等算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間勤務職員算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に三千円（定年前再任用短時間勤務教育職員にあつては三千円に算出率を、育児短時間勤務職員等にあつては三千円に育児短時間勤務職員等算出率を、任期付短時間勤務職員にあつては三千円に任期付短時間勤務職員算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を加算した額とする。
- 第三条の次に次の一条を加える。

（校務類型）

第三条の二 義務教育等教員特別手当は、次の各号に掲げる校務の種類に応じて支

給する。

一 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援

学級を除く。）を担任する業務

二 前号に掲げるもの以外の校務

附則第二項中「同条第一号」を「同条第一項第一号」に、「同条第四号」を「同条第一項第四号」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	教育職給料表(2)の適用を受ける者				
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	1 から 4まで	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5 から 8まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9 から 12まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13 から 16まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17 から 20まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21 から 24まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25 から 28まで	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29 から 32まで	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33 から 36まで	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	37 から 40まで	2,000	2,300	4,000	4,400	5,600
	41 から 44まで	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45 から 48まで	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49 から 52まで	2,300	2,700	4,200	4,700	
	53 から 56まで	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57 から 60まで	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61 から 64まで	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65 から 68まで	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69 から 72まで	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73 から 76まで	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77 から 80まで	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81 から 84まで	2,800	3,800	4,900	5,200	
	85 から 88まで	2,800	3,800	5,000	5,200	
	89 から 92まで	2,900	3,900	5,000	5,300	
	93 から 96まで	3,000	4,000	5,000	5,300	
	97 から 100まで	3,100	4,100	5,100	5,300	
	101 から 104まで	3,100	4,200	5,100	5,300	
	105 から 108まで	3,200	4,300	5,100	5,300	
	109 から 112まで	3,200	4,400			
	113 から 116まで	3,200	4,400			
	117 から 120まで	3,300	4,500			

別表第2（第3条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	教育職給料表(1)の適用を受ける者				
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	1 から 4 まで	円 1,300	円 1,700	円 2,800	円 4,000	円 5,100
	5 から 8 まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9 から 12 まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13 から 16 まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17 から 20 まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21 から 24 まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25 から 28 まで	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29 から 32 まで	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33 から 36 まで	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600
	37 から 40 まで	2,000	2,700	4,000	4,800	5,600
	41 から 44 まで	2,200	2,800	4,000	4,900	5,600
	45 から 48 まで	2,200	3,000	4,100	5,000	5,600
	49 から 52 まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53 から 56 まで	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57 から 60 まで	2,400	3,400	4,400	5,200	
定年前再任 用短時間勤 務教育職員 以外の教育 職員	61 から 64 まで	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65 から 68 まで	2,600	3,700	4,700	5,300	
	69 から 72 まで	2,600	3,800	4,700	5,300	
	73 から 76 まで	2,700	3,800	4,700	5,300	
	77 から 80 まで	2,800	3,900	4,900	5,400	
	81 から 84 まで	2,800	4,000	4,900	5,500	
	85 から 88 まで	2,800	4,100	5,000	5,500	
	89 から 92 まで	2,900	4,200	5,000		
	93 から 96 まで	3,000	4,300	5,000		
	97 から 100 まで	3,100	4,400	5,100		
	101 から 104 まで	3,100	4,400	5,100		
	105 から 108 まで	3,200	4,500	5,100		
	109 から 112 まで	3,200	4,600			
	113 から 116 まで	3,200	4,700			
	117 から 120 まで	3,300	4,700			

121 から 124 まで	3,300	4,600					
125 から 128 まで	3,300	4,700					
129 から 132 まで		4,700					
133 から 136 まで		4,700					
137 から 140 まで		4,700					
141 から 144 まで		4,700					
145 から 148 まで		4,800					
149 から 152 まで		4,900					
153 から 156 まで		4,900					
157 から 160 まで		4,900					
161		4,900					
定年前再任 用短時間勤 務教育職員			2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

附
則

121 から 124 まで	3,300	4,700				
125 から 128 まで	3,300	4,700				
129 から 132 まで	3,400	4,700				
133 から 136 まで	3,400	4,800				
137 から 140 まで	3,400	4,900				
141 から 144 まで	3,500	4,900				
145 から 148 まで	3,500	4,900				
149 から 152 まで	3,500	4,900				
153	3,500					
定年前再任用短時間勤務教育職員	2,200	2,600	3,200	3,500	4,400	